

平成28年度 保健福祉常任委員会行政視察報告について

委員長	新原	善信
副委員長	城山	雅朗
委員	百瀬	光子
〃	山田	忠
〃	成富	一典
〃	田中	雅光

標記の件について報告します。

【視察日時】 平成28年10月24日 午後3時～午後5時

【視察先】 愛知県津島市

【視察内容】 在宅医療・介護連携について

1 在宅医療連携拠点事業への取り組み（平成25年国、同26年県モデル事業）

◇推進体制

平成24年 在宅医療連携拠点事業

在宅医療連携グループ新設 事務職員1名、介護士・介護支援専門員1名
社会福祉士・介護支援専門員1名

平成26年 長寿福祉グループに改称 事務職員2名、保健師2名

社会福祉士・介護支援専門員1名

2 取り組みの内容

①多職種連携の課題に対する解決策の抽出

ア、平成25年4月 在宅医療連携推進協議会の設立し、「場」づくり

（医師会、歯科医師会、薬剤師会、市民病院、居宅介護支援事業者連絡協議会、津島市、保健所、社会福祉協議会、訪問介護事業者連絡協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、コミュニティ推進協議会）

イ、専門部会ワーキンググループ設置

・平成25年10月 つながろまい津島ICTワーキング

・平成26年2月 地域支え合いワーキング

・平成26年2月 在宅医療支援病床ワーキング

ウ、平成24年7～8月 医療機関・事業所等へのアンケート調査（回収率93.5%）
（在宅医療のニーズ・課題・資源の把握）

②在宅医療従事者の負担軽減の支援

ア、緊急時入院体制（在宅医療支援病床・・・市民病院5床）

イ、在宅医療総合相談窓口の設置（平成25年4月）

③効率的な医療提供のための多職種連携

ア、情報共有ツール（つながろまい津島）

多職種が、患者情報をリアルタイムに共有でき、連携が円滑にできる。

イ、医療・介護従事者との連携・・・在宅医療用語集の作成

④在宅医療に関する地域住民への普及啓発

ア、地域ごとに支える仕組みの構築・・・高齢者見守りネットワーク

⑤在宅医療に従事する人材育成

ア、在宅医療従事者実務研修

イ、顔の見える関係づくり

⑥災害発生時に備えた対応策の検討等

ア、医療依存度の高い患者のリスト管理

イ、備品の整備（衛星携帯電話 4 台、発電機 2 台）

ウ、緊急連絡網の作成（行政・医師会・消防・市民病院で共有）

3 その後の展開について

①在宅医療サポートセンター事業について

ア、医師会で「在宅医療サポートセンター」を設置（平成 27~29 年度）

イ、圏域内の各市町村（介護保険担当課）と連携

ウ、在宅医療支援病床の促進

エ、つながろまい津島の広域化

オ、医療介護連携におけるケアマネジメント・・・資質向上の機会提供

◇所感（視察を終えて）

在宅医療・介護連携の先進的とりくみを行っている津島市を視察地に選んだのは、今ようやくスタートしたばかりの小郡市の地域包括ケアシステムの目指すべき姿をイメージするためであった。結論から言うと、大いに参考になった。

第 1 に、在宅医療連携拠点事業では、事業を推進する専門グループを創設し医師会等をたばねる在宅医療連携推進協議会を設立し「場」づくりから始めている。この事業で何より重要なのは、実際に関わる医療と介護の当事者が情報を共有し協力するための信頼関係構築である。専門グループは、そのつなぎの役目を見事に果たしている。小郡市にも、このような専任グループが必要であると感じた。

第 2 に、情報共有ツール「つながろまい津島」の整備である。これによって患者（利用者）情報をリアルタイムで共有でき、連携が円滑にできている。小郡市でもこのようなシステム整備は考えていくべきである。今後国レベルでシステム開発がなされ、費用負担も軽減されるのではないかと思われる。

第 3 点は、人材育成である。医療と介護の相互協力のためにそれぞれの持つ専門知識について情報を共有していく必要がある。そのための実務者研修を行い壁を取

り除くように努めていた。

いずれも、今後小郡市が取り組まなければならないことばかりで、すでに実働している津島市の状況を聞くことで、目指すべきところがより具体的にイメージできた。

平成28年度 保健福祉常任委員会行政視察報告について

委員長	新原	善信
副委員長	城山	雅朗
委員	百瀬	光子
〃	山田	忠
〃	成富	一典
〃	田中	雅光

標記の件について報告します。

【視察日時】 平成28年10月25日 午後1時30分～午後3時30分

【視察先】 滋賀県大津市

【視察内容】 障害児保育の推進について

(1) 障害児保育の経緯について

1973年に、障害児と発達上の支援を必要としている子どもたちへの発達保障のために、保育所・認定こども園への入所が必要であるという考えのもと、保育園の拡充施策の一環として制度化された。

(2) 障害児保育の制度について

1、障害児の入所の判断・対応状況

保護者から保育所・認定こども園への入所の申し込みがあったもので、障害児保育の実施を希望するもののうち、当該児の発達保障とその家族支援のために障害児保育が必要とされるもの。

2、必要性の判断

関係課（障害福祉課、健康推進課、幼児政策課、保育幼稚園課、学校教育課、子ども家庭相談室、各療育施設、大津市ことばの教室、大津市障害者自立支援協議会事務局）の担当で構成する障害乳幼児療育スタッフ会議（大津市障害者自立支援協議会 乳幼児部会）にて行っている。

3、自治体支援の内容

①保育士加配

子どもの障害に応じて、重度1対1、中軽度3対1の基準で配置している。また当該クラスの必要に応じて障害児保育充実のために保育士を加配している。

民間保育所・認定こども園には大津市保育所等運営補助金交付要綱に定めるところにより人件費補助を行っている。

(内容) 重度1人	: 年額 3,000,000 円
中軽度児2人以下の場合	: 年額 1,768,800 円
中軽度児3人の場合	: 年額 3,000,000 円

但し、私学助成（特別支援教育経費）対象の場合はその補助金対象となる。

②環境整備

日常生活に必要な設備については、汎用可能なもの（バギー、姿勢保持椅子、階段昇降機など）については、理学療法士・作業療法士の助言を受けて幼児政策課で準備し各園（公立・民間）に貸し出している。

③外部機関連携

各園と市内の関係課・関係機関、特別支援学校・特別支援学校幼稚部等との連携については、必要に応じて幼児政策課が調整を行っている。

④巡回相談

保育内容を高め、保育所と保護者の連携を深めるため、専門職（医療・保健相談、理学療法士・作業療法士）による障害児保育巡回相談を前期・後期の2期に分けて行っている。

前期＝個別相談中心 後期＝クラス相談中心

⑤職員研修

障害児保育の内容を高めるために、幼児政策課が障害児保育実践交流会等の研修を企画している。

障害児保育基礎講座（5月） 保護者学習会（6月）

療育体験講座（8～11月） 障害児保育事例学習会（9月）

障害児保育公開保育（11月） 障害児保育実践交流会（2月）

4、幼児政策課による家庭支援の状況

①障害児巡回相談において、保護者に対して家庭相談員による個別相談を行っている。

②保護者の希望に応じて、医療・保健相談、OT・PT相談、栄養相談を実施している。

③保護者向けの学習会を課主催及び療育施設等機関と連携して行っている。また、障害児の親の会運営のサポートを行っている。

(3) 保育上配慮を要する子どもへの対応

1、配慮を要する子ども

①障害児保育の必要性について、経過をみながら保育の中では配慮が必要な子ども

②家庭支援の必要なケース（自動虐待も含む）で、保育上でも支援が必要な子ども

③発達上のアンバランスさ、対人関係の弱さ、多動傾向などの行動コントロールの課題といった発達上の特徴があり保育上の支援が必要な子どもなど

2、対応

配慮を要する子どもたちを含むクラスの保育をどのようにすすめ、個々の子どもに対して保育の中で支援していくかを、障害児保育巡回相談におけるクラス相談とあわせて保育観察・保育相談を行っている。